

なぜ自己負担額が両制度で変わってくる場合があるの？

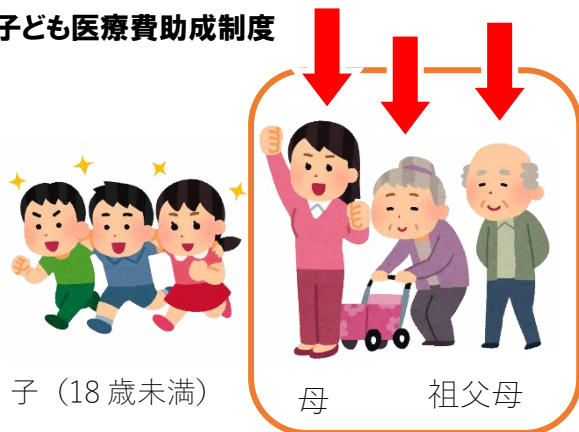
要因 ① 両制度における課税状況の確認方法の違い

同じ人の所得等を確認しても、制度によって受給券の自己負担額に影響する人が異なってくるため、受給券の金額が2つの制度で異なってくる場合があります。

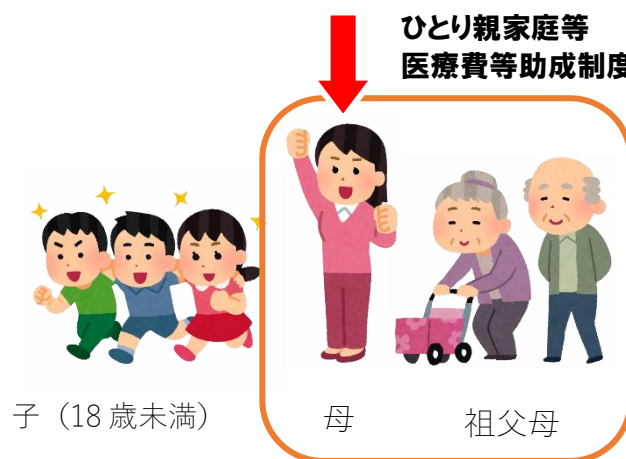
例

子ども3人、母、祖母、祖父の6人家族の場合

子ども医療費助成制度



ひとり親家庭等医療費等助成制度



オレンジ枠……所得を確認する(可能性のある)人

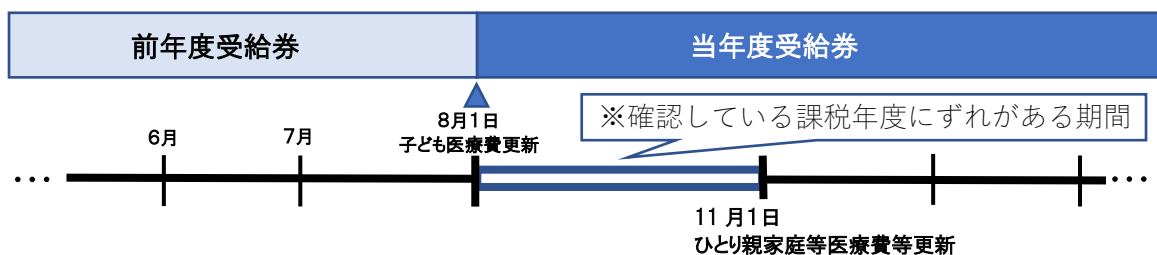
赤矢印……課税状況が受給券の自己負担額(300円か無料か)に影響してくる人

子ども医療費で祖父母の課税状況も確認させて頂いている場合、母が住民税非課税で、祖父母に住民税所得割が課税されていれば、子ども医療費受給券の自己負担額は300円、ひとり親家庭等医療費等助成受給券の自己負担額は無料となり、ひとり親家庭等医療費等助成受給券が優先となります。

要因 ② 両制度の更新時期の違い

子ども医療費助成受給券は毎年8月1日、ひとり親家庭等医療費等助成受給券は毎年11月1日に新しいものに切り替わります。したがって、受給者の課税状況が前年度と変わった場合、8月1日から10月31日までの間、両制度の受給券の自己負担額にずれが生じることがあります。この期間中に、子ども医療費が300円、ひとり親家庭等医療費等が無料となる際は、ひとり親家庭等医療費等助成受給券が発行されます。

子ども医療費助成制度



ひとり親家庭等医療費等助成制度

